



平成15年度 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで平成15年度保険料納額告知書を組合員各位あてに発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の保険料支払額の目安となるもので、10月に保険料所得割額決定通知書を発送します。

平成15年度の医療分保険料は平成3年度に引き上げをして以来、12年間据え置きとしております。

また、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による第2号被保険者）の方の介護分保険料は、1人月額2,090円となっています。（規約第25条第1項第4号による）

なお、療養の給付の給付割合は、平成15年10月1日から現行9割給付（組合員入院・入院外、家族・従業員入院分）が8割に変更となります。

ただし、3歳未満乳幼児と70歳以上の被保険者は法定給付割合となります。

組合事業運営にあたり、事業方針、予算などの詳細については、『北海道医報（平成15年3月16日）第1014号本誌の道医師国保の頁と（平成15年4月1日）第1015号の別冊附録（公示）』でお知らせしておりますので組合員各位の深いご理解をお願い申し上げます。

※保険料の計算方法

1年間の保険料は組合員の所得に応じた所得割額、組合員（世帯）ごとの平等割額、家族・従業員数に応じた均等割額の3つの医療分保険料に介護分保険料を加えて算出します。

| | |
|---------|--|
| 所得割額 | ・前年中の総所得金額 （料率14/1,000） ・第2種組合員（札幌医科大学研修医）は所得割加算額として （年）120,000円 *1年間の所得割額の賦課限度額は520,000円です。 |
| 平等割額 | 1世帯につき （年）49,200円 |
| 均等割額 | 家族、従業員1人につき （年）60,000円 |
| 介護保険負担額 | 法定介護納付金額（平成15年度は1人（年）36,513円）に69/100を乗じて得た額。（10円未満の端数は、切り捨て） ・介護保険第2号被保険者 1人（月額）2,090円 |

※保険料所得割額は暫定賦課

所得割額保険料は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握出来ません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成13年中の「総所得金額」を基礎にした前年度3月分として納めていただいた所得割額を仮賦課しております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成14年中の「総所得金額」を基礎に算定して所得割額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

お知らせ

被保険者の異動は14日以内に届け出を

次のような異動のときは、事実のあった日から14日以内に届け出ることが法で定められております。なお、新規加入または一部加入される場合は『住民票』(写しも可)の添付が必要です。

- ◎一部加入＝出生、転入、社保離脱、従業員雇用等
- ◎一部喪失＝死亡、転出、社保加入、従業員退職等
- ◎用紙の備付及び届け出先……各支部（所属の郡市医師会及び札幌医科大学医師会事務局）
- ◎持参するもの……被保険者証（本証、従業員が脱退するときは㊟被保険者証）：組合員の印鑑

北海道医師国民健康保険組合